

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人湯本清の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の大正二年（れ）第一八五一号同年一一月一九日大審院判決及び大正二年（れ）第一二一一号同年一二月二三日大審院判決は、すでに当裁判所の判例により変更されたものであり（昭和二七年（あ）第六五九六号同三〇年一〇月一四日第二小法廷判決・刑集九巻一号二一七三頁、昭和三一年（あ）第四六九号同三三年五月六日第三小法廷判決・刑集一二巻七号一三三六頁参照）、また、所論引用の昭和二六年（れ）第七七号同年六月一日第二小法廷判決は、事案を異にして本件に適切でなく、その余は事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年一月二一日

最高裁判所第三小法廷

| | | | | |
|--------|---|---|---|-----|
| 裁判長裁判官 | 天 | 野 | 武 | 一 |
| 裁判官 | 江 | 里 | 口 | 清 雄 |
| 裁判官 | 高 | 辻 | 正 | 己 |
| 裁判官 | 服 | 部 | 高 | 顯 |
| 裁判官 | 環 | | 昌 | 一 |